



第121号



発行：西郷村企画開発課

印刷所：ワタベ印刷所

西郷村の人口及世帯数

(53. 6. 1 現在)

世帯数 2,786 (—12)

人 口 12,093 (—22)

男 6,017 (—8)

女 6,076 (—14)

昭和53年 7月10日発行



史跡 名勝めぐり

その⑤

七 仏 薬 師

今から七五〇年前、結城朝広が白河城鎮護のため、三城目村より七仏薬師を向寺甘露寺のかたわらの山上に勧請したのははじめという。丹羽長重が後に江戸時代の改築の際、これを山麓に移して鬼門鎮護とした。

七仏薬師は白河七薬師の一つに数えられ、薬師堂、三間四方、厨子入本尊薬師如来、七軀、共に丈一尺、仏師定朝の作という。

その後、ゆえあって金勝寺の脇堂となったが、明治十四年戊辰戦争で菩提寺を失った長坂村がこれを譲り受け、同地に移築した。

本陣の額金文字「鬼門鎮護七仏薬師」は松平樂翁、表の白文字額は了山和尚の筆になるという。天井の絵は金勝寺の壇徒だった白河の人々の寄進が多く、由緒の一端がうかがわれる。

取り戻そう

魚が住める川を！

すっかり定着した
村民総ぐるみ一斉清掃

全国各地でゴミ問題とそれに伴う環境整備には真剣に取り組んでいます。西郷村でも恵まれた美しい自然を守ろうと今年も六月二十五日、保健委員会と共催で「村民総ぐるみ一斉清掃」を実施し、環境の整備と住み良い村づくりに務めました。

今回も昨年と同じく、ごみ収

収置場の整理清掃、子供の遊び場の整理整頓、道路側溝清掃路肩の草刈を総参加人員二千五百二十六人、トラック10台でこれらを重点に行ないました。青年会、消防団、社会福祉協議会、建設業組合、道路愛護会には特別にご協力をいただき、午前中いっぱい、労働奉仕に汗を流しました。

ボランティア活動の一環として昨年から実施している連合青年会による廃品回収もすっかり定着し、これらの活動を通して、村民一人一人が、ゴミを捨てない、捨てさせない高い清掃意識



▲各家庭一名参加による部落ぐるみの一斉清掃
▲家族全員で一斉清掃に協力
▲ボランティア活動に奉仕する青年会の方々



7月2日オープン

どうぞご利用を……休日の急患センター

西白河地方市町村長会では医師の診療はいたしませんので、ご師会の協力を得まして「白河市 承下さい。

休日急患センター」の開設準備 ●保険証を忘れないで

を進めていきましたが、このほど正式に決まり、七月二日からオとして保険診療を行いますので、診療をうけられる時は必ず保険

●場所 白河市役所構内に開設 証をご持参ください。

●診療は内科と小児科

●診療日と診療時間

診療日及び診療時間は一月一

日を除く日曜日と祝日の午前十時から午後四時までの六時間で

219676です。

（西郷村・白河医師会）

◆◆青少年に明るいあすを◆◆

今年の夏は、青少年健全育成 ●青少年の非行をなくそう

「県民総ぐるみ運動」を幅広く ●子どもを事故からまもろう

展開することになりましたので ●実践期間

県民の皆様の御理解と御協力を 昭和五十三年七月一日

●運動のメインテーマ ●実践内容

「信頼をはぐくむ地域社会をめざ あなた自身やあなたの「むら」

として、次の五つの運動目 でそれぞれに工夫して実践しま

しょう。

●明るい社会環境をつくろう

●家族みんなで明るい家庭をつ

くろう

●青少年の社会参加をすすめよ

から……。

いねむり運転とこどもの交通事故をなくそう！

夏の交通事故防止

村民総ぐるみ運動

7月21日(金)～8月20日(日)

夏に多い過労運転の防止と夏休み中のこどもを交通事故から守るため、村民総ぐるみで悲惨な交通事故を防止するため運動が展開されます。

安全へ愛のひと声 おもいやり



●疲れを感じたら必ず休息を運転中、眠くなったり疲労をおぼえたら必ず運転を中止して睡眠を十分にとるか、一時休けいするか、気分転換を図ること。

●疲労や眠気をがまんして運転を続けると大きな事故につながります。



●二輪車の事故をなくそう

※老人のバイク事故急増!!

●つとめてバイクには乗らないこと

●乗る人は講習会を受けること

●乗った場合にはスピードはださないこと

●ヘルメットは必ずかぶりましょう。

●バイク(50cc)に乗るときもかぶろう



事故をよぶ 酒が
疲労が スピードが

心がふれあう交通安全

「夏の風物詩」も火事のもと

花火による火災がふえています

夕涼みに、家族そろって花火をするのは、夏の夜ならではの楽しいひと時です。

ところが、この夏の風物詩も取り扱いを一步誤ると、火災や火傷などの事故のもとになりますので、くれぐれも注意してください。

花火の注意書きを読まずに、水平に持ったまま点火したため、約十メートル先の納屋に火が飛んで全焼——こうした花火に

よる火災が、毎年、全国で二百件を超えています。

最近では、輸入品も多く出回るなど種類が増え、その取り扱いもかなり複雑になってきています。たかがオモチャの花火——とタカをくくるのは危険です。

花火をするときは場所、気象条件、水の用意、注意書きに従うとともに必ず大人が立ち合うようにしてください。

交通事故を上回る犠牲者

ちよつとした油断が死を招く！

ながっています。



たとえば、防火用水に金網フエンスがしてあるからといって安心ばかりもしておれません。事実、下の方に幼児がはって入れるほどの小さな穴があいていたために、わがこを失ったという悲しい例もあります。

子供たちの水の事故は、そのほとんどが、本人はもちろんのこと保護者のちよつとした油断や不注意によるもので、それがとりかえしのつかない事故につ

親は、常に子供の身になって、「危険」を見抜く用心深さがほしいものです。子供は、とくに幼児の場合、自分で「危険」かどうかの判断はできないのです

から。



子供を持つ家庭では、とくに次の点に注意して、子供を水の事故から守ってください。

▽幼児のひとり遊びは危険です。常に目を離さないように。

▽家の近くに、ため池や用水そう、溝などが危険な状態のまま放置されているときは、警察に連絡するか、所有・管理者に申し入れて、サクやフタをしてもらう。

▽子供たちだけで水遊びや水泳に行かせないようにし、必ず大人がついていく。

▽危険な水辺で遊んでいる子供を見かけたときは、進んで声をかけ、安全な場所で遊ぶようにさせる。



議会報告 六月定例会より

六月定例会は六月二十六日開会され、七月三十一日まで延期になりましたが、上程された議案については議決されましたのでお知らせします。

●専決処分について承認を求め
る件について

これは三月三十一日、地方税法の改正により、これに関連する村税条例の改正を、四月一日から発効させるため、専決処分に付したもので、改正点は全て、法改正に伴うものです。

●専決処分について承認を求め
る件について

これも、三月三十一日改正の地方税法の改正に伴う条例の制定であり、特別土地保有税の減免措置を行う場合の審議会の設置条例です。

●特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

六月一日より非常勤の公民館長を任命いたしましたので、これの報酬支払のため条例を制定致しました。

●議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

これは「福島県市町村非常勤職員公務災害補償組合」が、三月の定例議会において承認され、四月には県知事の認可を得、四月一日から発効いたしましたので、本村の条例は不要となり、今回廃止致しました。

●西郷村税特別措置条例の一部改正について

これは今回低開発地域工業開発法の改正により、適用期間が二年間延長されたため、その点につき本村の条例も改正致しました。

●西郷村内保育所に係る保育料の徴収に関する条例の一部改正について

国の保育料徴収基準が改正され、高額納入者に対する村の徴収基準を改正致しました。

●西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法の改正に伴う改正及び助産費、葬祭費支給の際の、他の社会保険との重複支給を避ける条文の整理のため改正致しました。

法の改正に伴う税の最高限度額の改正を、必要とする税額に見合う国民健康保険税率に改正致しました。

●西郷村簡易水道条例の一部改正について

これは新甲子温泉株式会社から購入し、国立少年自然の家へ給水する水が、トン当り五円値上がりしたため、値上がり分だけ使用料を値上げ致しました。

●西郷村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の制定について

これは同名の法律により、災害が発生したとき、市町村に条例が存在する場合のみ、弔慰金支給と援護資金の貸付けが可能となりますので、今回これを制定致しました。

●白河市と西郷村との心身障害児就学指導に関する事務の委託に関する協議について

今回県内全般にわたりまして、心身障害児の就学指導、教育相談に必要な情報を得るための事務を、各教育事務所管内の中心をなす市の機関に、それぞれの町村毎に委託するよう指導されました。これに従い本村は白河市に同事務の委託すべく規約を結ぶためのものです。

●昭和五十三年度西郷村一般会計補正予算

一般会計補正予算は今回四千

五百五十一万四千円を追加し、総額を十七億六千四百七十八万七千円と致しました。

現段階におきましては、殆ど

の財源の明確な見とおしは立て

にくい状況であり、今回歳入に

おきましては、県補助金の補助

事業の具体化に伴う補正と、五

十二年度剰余金の明確化に伴う

繰越分の補正がその主なもので

す。

まず、県補助金ですが、これ

は農業費補助金で、水田転作促

進対策特別事業補助金として一

千七百万円程計上し、その他、

農業費で、十項目の補正を致し

ました。又、繰越金ですが、今

回七千六百五十万円という比較

的多額の剰余金を持ち起すこと

となりました。

次に、道路新設改良費で八百五十万円程が計上され、補修用砂利代二百万円、折口原線の工事費、七百八十万円程が、その主なものです。

次に、教育費の方で、一千二百四十万円程の補正を致しまし

たが、米小屋体新築に伴う便所

の新築工事、西一中のテニスコ

ート設置のための整備工事、公

民館長の報酬、追原の阿武隈川

のキャンプ場の整備工事、給食

センターのフェンス工事等がそ

の主なものです。

●昭和五十三年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算

今回、四百四十二万一千円の減額を致しました。

歳入の方では、国民健康保険税を一千三百一十一万六千円を減額し、税負担の軽減を措置を講じており、その分を積立基金の取りくづし、五十二年繰越金及び予備費の減額でまかなっています。

歳出の方では、昭和五十二年に於て、容山物の予算を計上しています。救急薬品の中身の方を今回計上致しました。

●昭和五十三年度西郷村有線放送電話事業特別会計補正予算

今回、三十九万八千円の減額で、これは防衛施設庁の補助事業の若干の調整を今回行ないました。

結核及び成人病検診予定表

種 別	実施月日	場 所	時 間	対 象 者
結 核 検 診 循環器検診 (血圧・尿) 医師の健康相談	7月24日	長坂公民館	9:30~11:30	※結核検診 15歳以上全員
		米公民館	13:30~15:30	
	7月25日	柏野生活改善センター	9:30~11:30	※循環器検診 35歳以上全員
		上羽太公民館	13:30~15:30	
	7月26日	虫笠公民館	9:30~11:30	
		鶴生公民館	13:30~15:30	
	7月27日	追原公民館	9:30~11:30	
		真船公民館	13:30~15:30	
	7月28日	折口原公民館	9:30~11:30	
		間ノ原半民館	13:30~15:30	
	7月29日	熊倉公民館	9:30~11:30	
	8月7日	下新田集会所	9:30~11:30	料金 検尿 150円
		上新田(相川要一氏宅)	13:30~15:30	
	8月8日	農民研修センター	9:30~11:30	
		山下消防詰所	13:30~15:30	
	8月9日	伯母沢分校跡	9:30~11:30	
		黒川(内山重勇氏宅)	13:30~15:30	
	8月10日	川公婦人ホーム	9:30~11:30	
		芝原公民館	13:30~15:30	
成人病検診 胃X-P 眼底検査 心電図	8月11日	大平公民館	9:30~11:30	
	8月12日	一の又公民館	13:30~15:30	
	8月12日	甲子・みやま荘前	9:30~11:00	
	8月21日	川谷婦人ホーム	午前	35歳以上全員 料金 胃X-P 200円 眼底検査 80円 心電図 70円 計 350円
	8月22日	上羽太公民館	8:30~11:00	
	8月23日	農民研修センター		
	8月24日	米公民館		
	8月25日	生活改善センター		
	8月29日	上新田相川要一氏宅		
	8月30日	白河農協西郷事務所		

必ず受けよう!

結核検診・成人病検診

今年から結核検診と成人病(循環器)検診を同時に行なうことになりました。

結核は結核予防法により、毎年一回は必ず受けなければなりません。又、成人病は老化や

いろいろな原因で起る病気で大きくは脳卒中、がん、心臓病などがあります。成人病を予防するには早期発見、早期治療が大切です。年一度は必ず定期的に健康診断を受けましょう。

◎八月二十一日からの成人病検診時の注意

当日は朝から食事はもちろんタバコ、お茶、湯、水等は絶対にのまないこと。前日の夕食は軽くし、酒などはのまないで下さい。

※結核及び成人病検診通知書を世帯主宛に送付しますので職場で受診する以外は必ず受診して下さい。

全国高等学校総合体育大会日程と競技会場一覧表

会 場 地	種 目	競 技 日 程										競 技 会 場
		8/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
福 島 市	試 合 開 会 式	○										信夫ヶ丘競技場
	陸 上 競 技	○	○	○	○	○						信夫ヶ丘競技場
	庭 球	○	○	○	○	○	○	○	○			○福島市庭球場(18コート)・福島県営庭球場(8コート)
	バレーボール(男)	○	○	○	○	○						○福島体育館(2)・福島高体育館(2)・福島西女高体育館(1)・福島北高体育館(2)
	ソフトボール(男)						△	○	○	○		福島商高グラウンド(1)・福島高グラウンド(1)・福島工高グラウンド(1)・信夫ヶ丘野球場(1)
郡 山 市	司 道	○	○	○	○							福島農産高弓道場(10人立)
	チ ャ ッ カ ー		○	○	○	○			○			○開成山陸上競技場(1)・郡山勤労者体育センター熱海サッカ一場(1)・片平運動広場(2)・郡山北工高グラウンド(2)
	ハ ン ド ボ ー ル	△	○	○	○	○	○	○				郡山高グラウンド(6)・雨天一(日大東北高・日大工学部・郡山高)・郡山総合体育館
	体 操	△	○	○	○							郡山総合体育館
	新 体 操	△	○	○	○							安積女高体育館
白 河 市	水 泳	8月18日~20日										白河総合運動公園市民プール
	水 泳	8月17日~20日										会津若松市営水泳場
会津若松市	柔 道		○	○	○							会津若松市営水泳場
	バドミントン		△	○	○	○	○	○				会津体育館
	レスリング		○	○	○	○						会津女高体育館(3)・若松女高体育館(3)・会津工高体育館(6)・会津高体育館(2)・二中(4)・富士通会津体育館(6)・会津体育館(8)
田 島 町	漕 艇	△	○	○	○							田島中屋内運動場
	登 山		○	○	○	○	○					県営萩野漕艇場
只見町・館岩村・松枝岐村	軟 式 庭 球	△	○	○	○	○	○	○				浅草岳・田代山・会津駒ヶ岳・糠ヶ岳
	剣 道				○	○	○	○				平庭球場(12コート)
いわき市	バレーボール(女)	△	○	○	○	○						磐城高体育館
	自 転 車 (ピスト)		○	○	○							磐城高体育館(2) ○平工高体育館(2)・磐城女高体育館(1)・関船体育館(2)
柳 倉 町 他	自 転 車 (ロード)		○	○	○	○						平庭球場
	相 撲		○	○	○							柳倉町→岩瀬農高折り返し(広域農道)
原 町 市	ボ ク シ ン グ		○	○	○	○	○					原町市体育館
	ボ ク シ ン グ		○	○	○	○	○					原町高体育館
相 馬 市	ソフトボール(女)	△	○	○	○	○						長友グラウンド(2) ○二の丸球場(1)・相馬高グラウンド(1)・向陽中グラウンド(1)

福島インターハイを成功させよう!

◎総合開会式参加
△競技種目別開会式
○競技種目別開会式後競技開始

大きな広がりの中に♡

日赤社資納入運動終了

先般の「宮城県沖地震災害」を始めとして幾多の災害が発生、被災地の救援に種々の活動を行なっている「日赤」。

この日赤社資納入運動が五月上旬を持って終了いたしました。今年例年に加えて新たに「一〇〇〇円社資」の増強を図るべく村民の皆さんに御協力をお願いいたしましたところ、目標を上回る好成績を得ることができました。

「日赤」わたしたち皆さんで支

え合っているわたしたちのため、日赤を発展させるべく皆さん

日赤西郷村分区分区長 佐藤 帰一

とともに努力してまいりたいと考えております。今回の運動の結果を報告するとともに村民のみなさんの御協力に深く感謝申し上げる次第です。

1. 昭和53年度日赤行政区別納入結果表

行政区名	社資納入額(円)	行政区名	社資納入額(円)
米	100,000	牧 場	12,300
長 坂	15,700	下折口原	44,900
柏 野	31,600	上折口原	47,300
下羽太	33,050	川 谷	56,700
上羽太	21,200	芝 原	22,600
虫 笠	17,390	一の又	42,000
鶴 生	14,900	黒 森	4,600
追 原	33,100	伯母沢	9,400
真 船	30,600	間の原	22,200
熊 倉	45,600	甲 子	11,400
上新田	53,100	赤 洲	2,700
下新田	65,900	中久保	1,800
山 下	17,400	真名子	5,450
黒 川	39,900		
原 中	131,150		
大 平	35,000	合 計	968,970

2. 高額社資納入者

菊地 源一(折口) 100,000円

3. 1,000円社資納入者数

145名(目標93名 達成率156%)

4. 社資総額

1,068,970円(村目標950,600円 達成率112.4%)

川柳・俳句

陽を浴びて女体まぶしい砂の上 静 酔
浴びるほど飲んだあしたの天とつた友は祝いの拍手浴 照 子
開港へ正義が浴びる火炎びん 六 郎
へこたれぬこの手が運を切り開き ユキ子
捨て切つて任せてからが向

いた運 文子
運不運云わずであいをぬく
め合い 酒 泉
孫の折るあやめを瓶に活けてやり 清 正
母の日に里帰りという贈物 由利子
草取りて鈴蘭の鈴明るうす 千代子
草取の日課も時にずれるあ 簀 河
草引くと這いずり雲に遊び

けり 周 平
開かんと立てる紫蘭の勢揃い 東 仙
ひなびたる店屋も新茶の貼紙す 公 一
蔵取りが母を呼ぶこだまかな 八 郎
生計を五月に賭けて這いま 和 英
ざる ぜんまいの干上りて日の高 清 二
さかな 子を背負い田打車を強く押 末 男

おめでた・かなしみ

おめでた(5月分届出より)

氏名 保護者 部落
君島 和行(正興) 下折口原
佐藤 英二(政美) 白樺寮
金子 忠之(直美) 上折口原
深谷 真里(栄次) 原 中
渡邊 沙都美(康善) 米 郷
佐藤 望実(博重) 上折口原
鈴木 里香(仁一) 村 住
佐藤 拓郎(孝男) 下折口原
高橋 恵美(秀郎) 芝 原
関矢 惠美(忍一) 川 谷
真船 久美子(富美次) 原 中
秋山 照雄(政治) 追 原
藤井 裕之(喜尋) 上 羽
近藤 修一(久夫) 追 原
森 秀一(榮光) 川 原
長岡 智司(榮光) 川 原
小針 純一(富美男) 内山村住
安部 純一(富美男) 内山村住

かなしみ

関根 由記(洋巳) 原 中
鈴木 晶子(守) 山 下
佐々木直也(春雄) 小林アト
飯村 幸恵(勝則) 長 坂
菊地真奈美(卓) 鶴 生
浅野 西吉 68歳 部 落
鈴木 貞治 76歳 川 谷
矢部 卯之助 83歳 上 庄
角田 マキ 86歳 原 中
三嶽 トミ子 89歳 上 庄
田部 井ハナ 91歳 上 庄
真船 正雄 71歳 黒 川
内山 ルイ 71歳 黒 川
渡辺 トヲヨ 65歳 黒 川
木村 久次郎 74歳 黒 川
金田 キセ 74歳 黒 川
佐藤 孝一 70歳 黒 川
鈴木 岩雄 68歳 黒 川
生 出 68歳 黒 川
岩 雄 68歳 黒 川
の 又 68歳 黒 川

国民健康保険が5月中に支払った医療費等の状況

区 分	件数	支払額	支払額の対前月増減
医 療 費	入 院	92 11,145,879	△ 1,643,761
	入院外	2,369 12,593,281	1,217,793
	歯 科	309 1,632,561	59,157
	計	2,770 25,371,721	△ 366,811
高額療養費	59	2,232,475	△ 431,630
助 産 費	5	300,000	△ 240,000
葬 祭 費	6	60,000	△ 40,000
合 計	2,840	27,814,502	△ 1,078,441
5月中に納入された国保税		1,293,900	

文化戦だより

近世の凶災害(1)

(1) 火災

災害は今も昔も生活に大きな打撃を与えるものの、火災ほど一瞬にして人々に壊滅的な悲嘆を与えるものはない。

次は近世の火災の記録である。

○黒川以外の火災

場所	備考
上羽太 稲生寺	天文十五
長坂 正徳四	二〇軒
下羽太 安永二	
上羽太 稲生寺	文化七八
湯本 安政四	四四軒

○黒川の火災

年月日	備考
明和四 安永年中	福生寺 四棟
天明三・九七	四軒
寛政年中	四軒
文化年中	一軒
天保五・三	五軒
弘化元・三	一軒 二棟
弘化四・三	十二軒
明治元	不明
五・七	

現西郷村の中でも黒川村ほど火災の多い村はない。以上の記録の通り、約百年の間に八回も被害を受けている。

中でも福生寺は三度にわたり火災を受け、弘化四年の際の火災では米村などから材料を集め再建準備をしていたそうであるが、戊辰戦争でまたもや材料が焼失し、それっきり廃寺となってしまった。

また同年の火災で両間屋(問屋が二軒あった)が焼け、その際津・高田など諸藩の預米を百五〇駄(三百俵)も焼いてしまったので困窮し、次の願いを出している。

「今度の火災は昼火事で男は皆回米に出払っており、家に残っていたのは女ばかりでした。加えて、南からの強風のため、手のつけようがありませんでした。どうぞ御容赦のほどをお願いいたします。」

長坂村の正徳四年の火災も大きなものであったらしく、約四〇軒(「白河風土記」より)中二〇軒を焼いている。

この時代は白河町でも度々火

災が起り、原因が見当たらず放火と見られているところから、これも放火であったのではと推定されている。

次に戊辰戦火を表によって見てみよう。

○戊辰戦火

焼失月日	焼失場所
五月二六日	米村
六月十二日	米村・柏野・上羽太・関屋・長坂
七月一日	上羽太・下羽太・関屋
七月二八日	高助をはじめ全村

この時の西郷全村の総人口二千四百人余、戸数四百戸余、そのうちの約七〇パーセントが戦火に遇い家を失った。また戦後のため逃げまどう日が多くこの年は収穫皆無となったといふ。

近世西郷村の人口(2)

慶応三年の資料と文化年間(資料を比較すると、六三年間に八三戸減少していることがわかる。現在、こうした旧来からの家数を本戸と呼んでいるが、この減少はいったい何を物語っているのだろうか。

ここで、近世文書中に残る人口あるいは戸数減少に係る記事

を注出してみよう。寛保元年(一七四二)、松平大和守義和にかわって越中守定賢(松平定信の祖父)が入部する直前、白河藩は全藩的な大一揆に見舞われる。いきおいにのつた農民たちは結起して城下に押しかけ打ちこわしをし、年貢減免を願い越訴におよぶなどしているが、熊倉村でも「村方一統出入有之」とあり、定賢に訴えるが、入部したばかりの藩主は、その内容が分らず却下している。そこで、同村の小前百姓たちは幕領である守山役所に越訴した。定賢はこの心得違いの百姓のうち主謀者とみられる四人を打首の刑に処し、六人を領外追放とした。

こうして、熊倉村の困窮はいやが上にも増した。一家の大黒柱を失った家はいまにもつぱれに至る状態に追い込まれたことであろう。同年の「白川郡米村組熊倉村指出帳」は、「当村百姓困窮つかまつり手不足が生じて耕地に手余りが出ている。そのため出作や耕作によってやつと未墾地がでないようにしているしまつである。」

百姓たちは高引(年貢の免除)を願い、あるいは藩からの貸付金や手当によって食いつなぐありさまであった。助郷役に優遇処置がとられている。さらにこうした村の状態の中

で欠落百姓が多く出たようである。明細帳は帰村百姓の奨励をし、当座の生活費や肥料代等の給付を伝えている。

百姓の多寡は領主にとっても大きな問題であることはいうまでもない。特に白河藩の場合は人口制限や欠落等によって自然増加があまりなかったため、民心の把握が大きな政策であった。だが東北諸藩の中でも白河藩は多くの後進性を有していた。ここで、羽太村の人口の変せんをみてみよう。

年度	戸数	人口
文政七	四六	二二六
文政十一	四九	二三五
天保五	四九	二二八
慶応三	四六	二二六

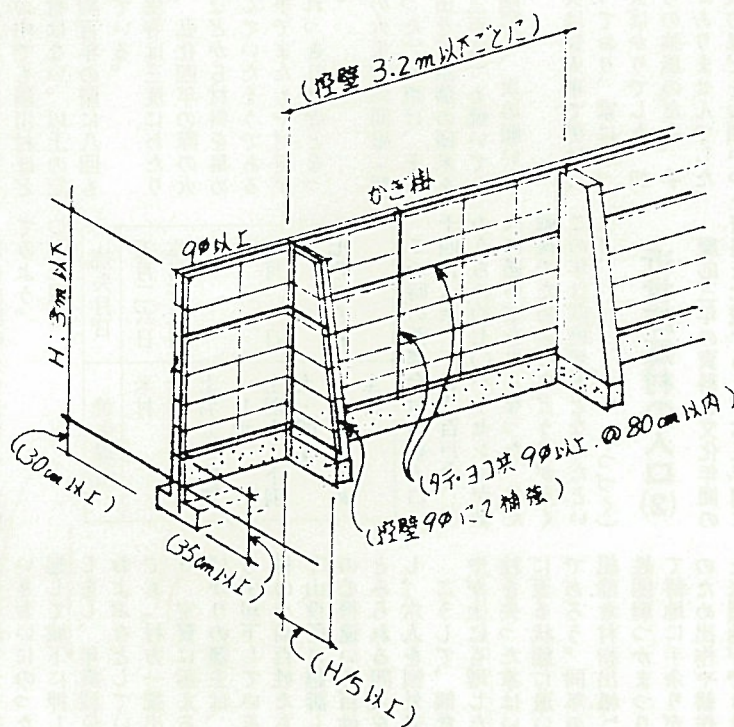
(つづく)

建築基準法を守ろう

建築基準法には、ブロック塀等の建築に際して、次のような構造の基準を定め、その安全を図っておりますので、これを遵守し、適切な施工がなされるようお願いいたします。

の構造（建築基準法施行令第62条8の關係）

(Ⅲ)長さ4メートル以下ごとに壁面からその部分における壁の



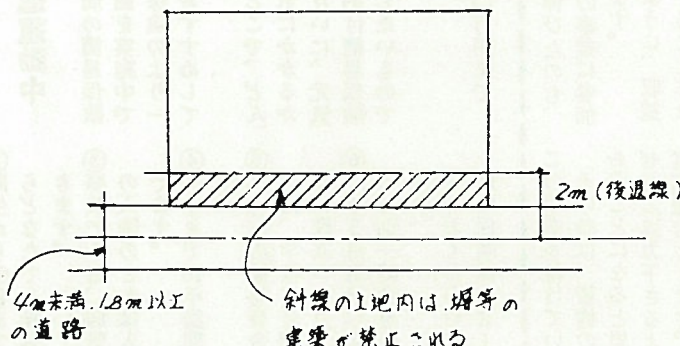
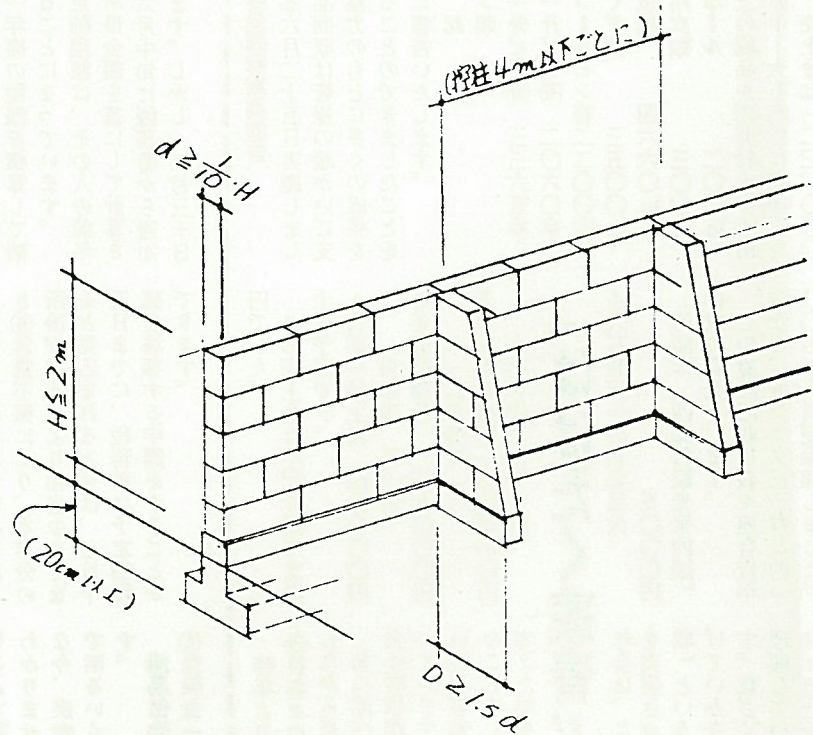
(高さ2メートル以下のもの)

以上の鉄筋を縦横に、80センチメートル以下の間隔で配置

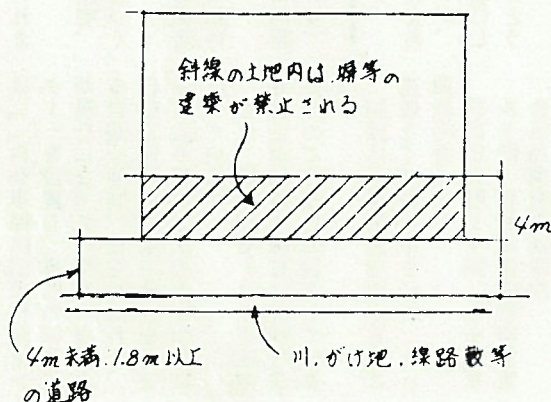
(Ⅳ)基礎の根入れ深さは20センチ
は不要)
壁の厚さの15倍以上ある場合
における壁の厚さが(Ⅲ)でいう
壁の厚さの15倍以上ある場合
は不要)
厚さの15倍以上突出した控壁
(木造のものは除く)を設け
ること。(ただし、その部分
における壁の厚さが(Ⅲ)でいう
壁の厚さの15倍以上ある場合
は不要)

3、ブロック塀等の建築位置に關する制限等(建築基準法第42条、第44条関係)

(Ⅰ)塀等を建築する場所が都市計画区域内にある場合は、道路内に又は道路に突出して、建



築することはできない。
(Ⅱ)イ、塀等を建築する場所が都市計画区域になった際、すでに建築物がたち並んでいる道で特定行政庁(福島県知事)が指定した幅員4メートル未満18メートル以上の道(以下「みなし道路」という)に面している場合は、道路中心線から2メートル後退した線の内側に塀等を建築してはならない。



内側に塀等を建築してはならない。
口、みなし道路に沿ってがけ地、川、線路敷等がある場合は、当該がけ地等の道の側の境界線から道の側に水平距離4メートル後退した線の内側に塀等を建築してはならない。

なお、詳細については、福島県住宅課、福島県建設事務所又は西郷村役場建設課にお問い合わせください。

税務署だより

所得税第一期の納期は

七月三十一日まで

所得税は、七月と十一月に予定納税をし、翌年三月の確定申告で一年間の税額を精算して納税することになっています。

予定納税額は、その人の前年の所得金額を基にして計算され、六月中旬に税務署から通知されます。しかし、六月三十日

現在で、①廃業や休業、失業などのため所得が減るとき②災害や盗難、横領によって財産に損害を受け、雑損控除が受けられるとき③病気などで多額の医療費を支出したとき④結婚や出産などのために、配偶者控除や扶養控除が受けられるとき⑤新たに障害者や高齢者、寡婦控除などが受けられることになったとき⑥営業不振により、本年分の所得が前年分より相当少なくなると見込まれるときは、七月十五日までに、税務署に予定納税額を減額する申請をすることができます。

簡易保険

普及促進運動中

ただいま、郵便局の簡易保険では、普及促進運動を実施中のみなさまに、簡易保険のより一層の理解と加入をおすすめしております。

人生は、いつ、どこで、どんなことで事故や病気にかかるかわかりません。お互いに、元氣な今、疾病傷害特約付簡易保険で明るいくらしをしたいものです。

簡易保険は

①保険金一、〇〇〇万円まで

②誕生から65才まで健康な方ならどなたでも無診査で加入できます。

③事故で5日、病気で20日以上入院のときは入院保険金があります。

④60才まで10年満期にはいれま

⑤10兆円の簡易資金は、住宅、道路、学校、公園など村づくりに役立っています。

⑥25年5月31日以前の簡易保険は特別一時金をつけて支払います。

※なおくわしいことは白河郵便局保険課(3-3304)

外務員におきください。

お気軽に

交通事故の相談を

社団法人日本損害保険協会では、「自動車保険請求相談センター」を設置し、専門の相談員が親身になって、交通事故による自賠(強制)任意を問わず、自動車保険の請求手続きや、交通事故の解決方法等のご相談に応じています。

また、同相談センター委嘱の弁護士が毎週木曜日に複雑な法律上のご相談にお答えしています。

相談は一切無料ですから、ご遠慮なくご利用下さい。

開設場所

福島市大町7-25 七十七ビル5階 自動車保険料率算定会福島調査事務所内

△福島自動車

保険請求センター▽

(電)福島(0245)23134
71 直通福島(0245)211295

●相談時間

平日: 9時30分~16時30分
土曜日: 9時30分~12時
●弁護士相談日
毎週木曜日 13時~16時
但し、木曜日が休日にあたる場合は金曜日

廃品回収実施報告

さる六月二十五日実施しました廃品回収は皆様の暖かいご支援ご協力のもとに多くの成果をあげることでございましたここに報告いたします。

記

- 1ピン類
 - ①一升ビン(青) 三三六五本
 - ②一升ビン(紫) 二〇六〇本
 - ③コーラビン等二二〇〇本
 - 2鉄くず類 三五〇〇kg
 - 3雑紙類 四六六〇kg
 - 4不用衣類 二〇〇kg
 - 5段ボール 二〇〇kg
- 以上の廃品を西郷村大字小田倉字原中一太石商店に売却した結果、売上金は一二三、〇〇〇

円でした。

この売上金は左記の通り支出する予定です。

- 1自動車借上料 四〇〇〇〇円
- (自動車 三一台)
- 2各分会謝礼 二九〇〇〇円
- (一二分会)
- 3コーラ等助費 一〇〇〇〇円
- (パン代、コーラ代)

4大石商店への記念品代 五〇〇〇円

『はばたく連青!!』

残額は「西郷村観光案内図」作成の資金とします。

この廃品回収に我々連合青年会から、トラック三一台と約一〇〇名の会員が参加しました。

昨年より実益が伸びたのも、会員各々自覚しこの事業に参加したからだと思っています。

先に述べましたように、収益金は看板作成にあてることになっています。少ない収益の中

いかに有効に使うか、どのようなことをしたらよいだろうかと考えた結果です。我々連合青年

『はばたく連青!!』

年会は、このボランティア活動を充実させるためにも「廃品回収」という事業の輪をもっと広げていかなければと考えています。数多くの人に、この事業を

理解していただくためにも、我々連合青年会自身のためにも

